

『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦第 21 条における
チューラパンタカ物語
— 「根本有部律」の編纂目的との関係において—

佐々木 閑

I

筆者は先に、律蔵波逸提の第 21, 22, 23, 24 条が含む特殊な状況について論文で報告した⁽¹⁾。その概容は以下のとおり。

波逸提というのは、波羅提木叉の中で分類される犯罪のうち、比較的軽微な犯罪およそ 90 条の統合名称である⁽²⁾。(なお、漢訳「根本有部律」においては、この語は「波逸底迦」と音写される)。その波逸提の、第 21 条から第 24 条の 4 項目は、「比丘が比丘尼たちを教誡する際の規定」である。「比丘尼の八敬法 (atṭha garudhamme)」にも定められているとおり、比丘尼は定期的に比丘から教誡を聞くことが義務づけられている⁽³⁾。選任された比丘が比丘尼サンガへ出かけていったり、あるいは比丘尼たちの方が比丘のところへやってきたりと状況は様々であるが、ともかくすべての比丘尼が、少なくとも半月に一度は比丘から教誡を受けねばならない (ovādūpasamkamaṇa)⁽⁴⁾。その際の比丘の行動を定めたのがこの 4 項目なのである。

現存する 6 本の広律において、この 4 項目がどのように記述されているかを調査した結果、興味深い結果が得られた。この 4 項目に関して、6 本の広律はすべてがそれぞれに独自の解釈を示しており、同一の見解を示すケースがひとつもないのである。律によっては、項目が一つ欠落しており、3 項目しかないものもある。同一の源泉から発展したに違いない 6 本の律蔵

(1) Sasaki 2014. これをさらに精密化した論文が Sasaki 2017 である。

(2) Hirakawa 1993, 47-56; Hirakawa 1994, 55-93.

(3) 比丘尼の八敬法については Hirakawa 1998, 55-93; Dash 2015, 80-90.

(4) Vin II, 255 「比丘尼は半月毎に、比丘サンガに二種の法を願わねばならない。布薩を問うことと教誡を受けることである」 (anvaddhamāsaṃ bhikkhuniyā bhikkhusamghato dve dhammā paccāsimṣitabbā uposathapucchakaṇ ca ovādūpasamkamaṇā ca).

が、この4項目に関してはすべて異なる立場に立つ。一体それが、いかなる歴史的変遷過程を表示しているのか現段階では不明であるが、ともかくこの4項目が異様な多様性を示しているということは、ここに律蔵の展開を解明するうえでの、貴重な歴史情報が存在していることは間違いない。先の論文は、その事実を指摘したものである。6本の広律のすべてが異なる見解を示すという、希有な事例の指摘である。

今回の論考においては、その先行論文の作成途中で発見した、「根本有部律」の編纂に関わる新たな情報を提示する。調査した波逸提4条のうちの1番目にあたる第21条において因縁譚として用いられるチューラパンタカの物語が、「根本有部律」の編纂状況を解明するうえで重要な資料となることが判明したので、その紹介である。「なぜ6本の広律それぞれが、波逸提の4項目に関して異なる見解を示しているのか」という問題とは別個の、「なぜ「根本有部律」には、これほど多量の物語が含まれているのか」という問題を解明するための論考である。

II

まずはじめに、波逸提の4項目、すなわち第21条から第24条の条文を、パーリ律を代表例として示しておく。

第21条「どのような比丘であっても、[サンガから]任命されずに比丘尼たちを教誡するなら波逸提である」⁽⁵⁾

六群比丘が、資具をもらうため、勝手に比丘尼たちを自分たちの住処に呼び寄せ、教誡と称して実際は低俗な話ばかりしたので、比丘尼たちから顰蹙をかった。これが原因となって、サンガから任命された比丘だけが比丘尼を教誡することができるという、この規則が制定された。

第22条「たとえ選任されていても、日没後に比丘尼たちを教誡するなら波逸提である」⁽⁶⁾

チューラパンタカ (Cūḷapanthaka) のところへ比丘尼たちが教誡を受けにやってくる⁽⁷⁾。はじめはチューラパンタカの愚鈍さをばかにしていた比丘尼たちも、彼が空中に上って神変を示すのを見て感心し、その教えに聞き入ってしまう。しかし彼が、日没後まで教誡を続けたため、比丘尼たちの帰還が遅れてしまって町に戻れずトラブルになった。このことを原因として、この条文が制定された。

⁽⁵⁾ yo pana bhikkhu asammatto bhikkhuniyo ovadeyya, pācittiyan ti. (Vin VI, 51)

⁽⁶⁾ sammato ce pi bhikkhu atthaṅgate suriye bhikkhuniyo ovadeyya, pācittiyan ti. (Vin VI, 55)

⁽⁷⁾ サンスクリット名 Cūḍapanthaka. パーリ語名 Cūḷapanthaka あるいは Cullapanthaka. 漢訳では小路、愚路、朱利槃毒、周利槃特など。

第 23 条「どのような比丘であっても、比丘尼たちの住処へ出向いて、比丘尼たちを教誡すれば、因縁を除いて波逸提である。ここでいう因縁とは、比丘尼が病気である場合、これがここに言う因縁である」⁽⁸⁾

六群比丘が比丘尼の住処へ出掛けて行って六群比丘尼を教誡したので、これがきっかけとなって、比丘が比丘尼の住処へ教誡に行くことが禁止された。ただし、病気の比丘尼が教誡を望む場合だけは、出掛けていってもよい⁽⁹⁾。

第 24 条「どのような比丘であっても、『長老比丘たちは利得のために比丘尼たちを教誡している』と言った者は波逸提である」⁽¹⁰⁾

六群比丘が、比丘尼を教誡している長老比丘に向かって、このような批判を語ったので、それをきっかけとして、この条文が制定されたのである。

以上の 4 条を分かりやすくまとめると次のようになる。

第 21 条：サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない。

第 22 条：比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない。

第 23 条：比丘が、こちらから比丘尼の住処へ出向いて行って教誡してはならない。ただし病気の場合を除く。

第 24 条：比丘尼を教誡している比丘に対して「利得のためにやっている」と批判してはならない。

先にも述べたように、この 4 条を律蔵毎に詳細に見ていくと、6 本の広律のすべてが相違している。第 21 条から第 24 条を一つのセットとして見た場合、各律蔵のそれぞれのセットが皆、なんらかの点で異なる見解を示しているのである⁽¹¹⁾。

しかし本稿においては、そのうちの第 21 条における相違点だけに焦点をあてて考察するのであり、しかもその第 21 条における相違点とは、「根本有部律」にだけ現れるものであって、他の 5 本の律蔵は第 21 条に関しては全く同一であって相違点はない。

⁽⁸⁾ yo pana bhikkhu bhikkhunūpassayaṃ upasaṃkamtivā bhikkhuniyo ovadeyya aññātra samayā, pācittiyaṃ. tatthāyaṃ samayo: gilānā hoti bhikkhunī, ayaṃ tattha samayo 'ti. (Vin VI, 57)

⁽⁹⁾ この第 23 条にはきわめて奇妙な点がある。パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』の三本の律蔵には存在しているこの条文が、『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』には存在しないのである。理由は不明である。詳細は Sasaki 2014, 35-52 を見よ。

⁽¹⁰⁾ yo pana bhikkhu evaṃ vadeyya : āmisahetu therā bhikkhū bhikkhuniyo ovdantīti, pācittiyaṃ ti. (Vin VI, 58)

⁽¹¹⁾ Sasaki 2014, 35-52.

III

本稿では、これら 4 条の冒頭にくる第 21 条に焦点を当て、「根本有部律」が持つ特殊性を見ていく。まず、6 本の広律それぞれにおける第 21 条の条文を並べて表示する（この条文は、6 本の広律すべてにおいて波逸提の 21 番目に置かれている）。

パーリ律

「どのような比丘であっても、[サンガから] 任命されずに比丘尼たちを教誡したなら、波逸提である」

『五分律』

「若し比丘が、サンガが任命していないのに比丘尼たちを教誡したなら、波逸提である」⁽²⁾

『摩訶僧祇律』

「若し比丘が、サンガが任命していないのに比丘尼を教誡したなら、波夜提（波逸提）である」⁽³⁾

『四分律』

「若し比丘が、サンガが任命していないのに比丘尼を教誡したなら、波逸提である」⁽⁴⁾

『十誦律』

「若し比丘が、サンガから比丘尼の教誡を任命されていないのに、比丘尼たちを教誡したなら波逸提である」⁽⁵⁾

『根本説一切有部毘奈耶』

「また、サンガによって任命されていない比丘（苾芻）が、比丘尼（苾芻尼）たちを教誡したなら、勝れた法を獲ている場合を除いて、波逸底迦（波逸提）である」⁽⁶⁾

⁽²⁾ 若比丘。僧不差教誡比丘尼波逸提。(T 1421, vol. 22, 45c. cf. 『彌沙塞五分戒本』 T 1422, vol. 22, 197b)

⁽³⁾ 若比丘。僧不差而教誡比丘尼者。波夜提。(T 1425, vol. 22, 346a. cf. 『摩訶僧祇律大比丘戒本』 T 1426, vol. 22, 552b) ; yo puna bhikṣu asaṃmato bhikṣuṇīm ovadeya, pācattikaṃ. (Tatia 1975, 21).

⁽⁴⁾ 若比丘僧不差教誡比丘尼者波逸提。(T 1428, vol. 22, 648c. cf. 『四分律比丘戒本』 T 1429, vol. 22, 1018c).

⁽⁵⁾ 若比丘。僧不差教誡比丘尼。教誡比丘尼者。波逸提。(T 1435, vol. 23, 81a. cf. 『十誦比丘波羅提木叉戒本』 T 1436, vol. 23, 474b : 若比丘。僧不差教誡比丘尼。波夜提。; yaḥ punar bhikṣur asaṃmataḥ saṃghena bhikṣuṇī avavadet pāyantikā (Simson 2000, p. 209).

⁽⁶⁾ 若復苾芻。僧不差遣。自往教誡苾芻尼者。除獲勝法。波逸底迦 (T 1442, vol. 23, 798a. cf. 『根本説一切有部戒經』 T 1454, vol. 24, 504b および『根本薩婆多部律攝』 T 1458, vol. 24 581c: 若復苾芻衆不差遣。自往教誡苾芻尼者。除獲勝法。波逸底迦。); yaḥ punar bhikṣur asaṃmataḥ saṃghena bhikṣuṇī avavadet tadrūpadharmasamanvāgamāt pāyantikā (Banerjee 1977, p. 34. ここには「～を除いて」に相当する語

この波逸提第 21 条に関しては、パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』、『四分律』、『十誦律』の 5 本は、内容が同一である。しかし『根本説一切有部毘奈耶』だけは大きな違いがみられる。他の 5 本がすべて、「サンガによって任命されていない比丘は、比丘尼たちを教誡することができない」と言っているのに対して、『根本説一切有部毘奈耶』だけは例外を認めており、「勝れた法を獲ている比丘なら、サンガからの任命がなくても比丘尼たちを教誡できる」と言うのである。

比丘尼が比丘から教誡を受けるという行為は、半月毎に必ず行われるべき重要な義務行為であるから、その教誡役の比丘の資格にこのような差異があるというのは重大な問題である。おそらくここには、僧団運営の形態を変えねばならなかったなんらかの現実的問題が反映しているものと思われるが、現段階でその詳細は全く不明である。

しかし、この第 21 条の問題を、因縁譚にまで広げて考察する時、そこには「根本有部律」の成立に関わる重大な情報が得られるのである。このあとは、今指摘した、『根本説一切有部毘奈耶』波逸提第 21 条の条文の特殊性を念頭に置きながら、それが制定されるに至った経緯を語る因縁譚を見ていくことにする。

IV

『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦第 21 条の因縁譚⁽⁷⁾

1) 仏は室羅伐城の逝多林の祇園におられた。時に大世主苾芻尼（マハーパジャーパティー）が 500 人の苾芻尼（＝比丘尼）とともに世尊のところに教えを聞きに来たので、世尊はこれに教えを説き、彼女たちは歓喜して帰って行った。その後、世尊は苾芻（＝比丘）たちに、「今後は、耆宿の苾芻（法臘 20 歳以上の苾芻）が順番に苾芻尼たちを教授せよ」と命じる。

2) 具寿難鐸迦は自分が教誡の番にあたった時、いやがって行こうとしなかったが、世尊に直々に命じられて行くことになる。教誡の場で難鐸迦は 500 人の苾芻尼たちに、質疑応答の形式で、無我、無常、四念処、七菩提分法、八正道、三漏、解脱と解脱智見などを二日間にわたって教示した結果、500 人すべてが阿羅漢果に達した。⁽⁸⁾

が抜けている) ; yang dge slong gang dge 'dun gyis ma bskos par dge slong ma la chos ston na/ chos 'di lta bu dan ldan pa ma gtogs te ltung byed do/ (Masuda 1969, p. 82; Vinayavibhaṅga: Tib P ÑE 68a3, TTRI vol. 43, 57. 3. 3)。一方、Tib D (JA 71b6, SMC vol. 1, 538. 2. 6) では、dge slong ma la chos の chos がない (yang dge slong gang dge 'dun gyis ma bskos par dge slong ma la ston na chos 'di lta bu dan ldan pa ma gtogs te ltung byed do/)。cf. Tib Prātimokṣasūtra : D CA 12b1 (SMC vol. 1, 355. 3. 1); P CHE 11a1 (TTRI vol. 42, 146. 4. 1)。

⁽⁷⁾ T 1442, vol. 23, 792a-803c; Tib D JA 50b7-87a4 (SMC vol. 1, 532. 2. 7-542. 5. 4); Tib P ÑE 48b5-82b3 (TTRI vol. 43, 49. 4. 5-63. 2. 3)。チベット語訳の概要に関しては Panglung 1981, pp. 137-140 を参照。

⁽⁸⁾ 具寿難鐸迦の教えを聞いたのは 500 人の苾芻尼であり、そこには大世主苾芻尼は含まれていない。また、具寿

以上が、「苾芻尼は苾芻によって教誡されねばならない」という基本的規則の制定因縁である⁽¹⁹⁾。

- 3) 六衆苾芻が教誡の順番に当たった時、苾芻尼たちの住処に行つて下品な言動で苾芻尼たちに接したため、小欲の苾芻尼たちから非難された。これを機縁として世尊は、「たとえ順番に当たっていたとしても、六衆苾芻に苾芻尼を教誡させてはならない」と命じる。
- 4) 六衆苾芻はそれを聞くと、勝手に苾芻尼のところへ出向いて行つて、下品な言動で教誡して、苾芻尼たちに嫌な思いをさせた。これを機縁として世尊は、「サンガが任命していないのに苾芻尼を教誡してはならない」と命じる⁽²⁰⁾。
- 5) 六衆苾芻はそれを聞くと、そろって界の外に出て、そこで自分たちで勝手に互いを任命しあい、苾芻尼のところへ行つて下品な言動で教誡した。これを機縁として世尊は、「界の外に出て互いを任命しあつてはならない」と命じる。
- 6) 六衆苾芻はそれを聞くと、界内において、病気の苾芻尼たちから欲（決議の委任）を集め、それ以外の苾芻にはなにも告げずに、それをもって自分たちで勝手に互いを任命しあい、苾芻尼のところへ行つて下品な言動で教誡した。これを機縁として世尊は、「そのようにして別衆で任命してはならない。今後は、15日褒灑陀（布薩）の日、サンガが集まった時に白二羯磨で任命せよ」と命じ、羯磨の方法を具体的に指示する。さらには、教誡役として任命すべき苾芻がそなえる7法を示す。7法とは①持戒、②多聞、③者宿位に住する、④都城語を善くする、⑤かつて苾芻尼を肉体的に汚したことがない、⑥八他勝法（波羅夷法）をよく理解している、⑦八尊重法（敬法）を正しく解釈することができる、の7条件である⁽²¹⁾。

難鐸迦が苾芻尼のところへ教誡に出かける時、「後従としての一苾芻を連れて行つた」とされているが、これはこのあとのチューラパンタカの話においても同じで、チューラパンタカが苾芻尼のところへ教誡に行く時も「一苾芻を率いて行つた」とされている。苾芻が苾芻尼のところへ教誡に行く場合、お供の苾芻を連れて行くという慣例があつたものと推測される。ただし、パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』では、波逸提第23条によつて、比丘が比丘尼のところへ教誡に行くこと自体が禁じられているので、そのような慣例もあり得なかつたはずである。

⁽¹⁹⁾ 以上、1)、2)の漢訳とチベット語訳の箇所は以下のとおり。T 1442, vol. 23, 792a17-794a17; Tib D JA 50b7-59a4 (SMC vol. 1, 532. 2. 7-534. 5. 4); Tib P ÑE 48b5-56a6 (TTRI vol. 43, 49. 4. 5-52. 4. 6)。

⁽²⁰⁾ 六衆苾芻は「苾芻尼のところへ出向いて」苾芻尼たちを教誡している。このような行為は、パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』では波逸提第23条によつて犯罪行為として禁じられている。ところが『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』の3本の律蔵では、この学処そのものが存在しない。したがつて、『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』においては比丘が比丘尼の住むところへ出向いて行つて教誡しても構わないことになる。そして実際ここでは、六衆苾芻が苾芻尼のところへ行つて教誡した、と言つており、そのことはなら問題とはされていない。間違いなく、パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』と『四分律』、『十誦律』、『根本有部律』の間には規則運用上の大きなずれがあつたのである。

⁽²¹⁾ これら7法の具体的内容は次のように解説されている。1) 持戒：四波羅市迦法（波羅夷法）を一つも犯していない。2) 多聞：二部戒經を正しく誦することができる。3) 者宿位に住する：受戒してから20夏以上経ている。4) 都城語を善くする：王都の言音を理解し、方言にも通じている。5) かつて苾芻尼を肉体的に汚したことがない：苾芻尼と互いに触れ合つたことがないか、あるいは触れ合つたとしても、その罪を如法に告白・謝

7) このように命じられたにもかかわらず、六衆苾芻は、サンガによって任命されないのに勝手に苾芻尼のところに行って教誡を行った。これを機縁として、世尊は次のような第一段階の学処を制定する²²⁾。

第一段階の学処（初制）

「サンガが任命していないのに、苾芻が勝手に行って苾芻尼を教誡したなら波逸底迦（波逸提）である」²³⁾

「根本有部律」以外の 5 本の広律では、この第一段階の学処が、そのまま第 21 条の学処となっており、それ以上の展開はない。しかし「根本有部律」の経分別である「根本説一切有部毘奈耶」だけは、このあとさらに別個の因縁譚を語り、それによって第二段階の学処が制定される。そしてそこにおいて、先にも指摘した「勝れた法を獲ている場合を除いて」という、「根本有部律」にしかない独自の例外条件が組み込まれることになるのである。『根本説一切有部毘奈耶』で、この第二段階の学処が制定されるに至る因縁譚とは、有名なチューラパンタカ（愚路）の物語である。以下、続けてその内容を語っていくことにする。よく知られた話であるから、大枠のみ示す²⁴⁾。

8) 仏は室羅伐城の逝多林の祇園におられた。その城中に一人のバラモンがいたが、そこに二人の男の兄弟が生まれる。兄は大路(Mahāpanthaka)といい、大麥利発な子であったが、弟は記憶力のきわめて弱い愚かな子であった。人々は彼を愚路(Cūḍapanthaka)と呼んだ²⁵⁾。父親のバラモンは愚路の行く末を案じ、臨終の床で兄の大路に、弟愚路の世話を頼んでから亡くなる。

9) その後、舍利子と大目連が五百人の苾芻とともに室羅伐城にやって来た時、大路はその苾芻の一人から仏法を聞いて感激し、出家し、阿羅漢となる。そして、俗世で苦しい生活を続けている弟の愚路にも出家を勧めたので、愚路は兄を和尚として受戒し、苾芻

罪している。6) 八他勝法（波羅夷法）をよく理解している：苾芻尼の八他勝法の詳細をよく知っている。7) 八尊重法（敬法）を正しく解釈することができる：苾芻尼の八尊重法の詳細をよく知っている。

²²⁾ 以上、3)-7) の漢訳とチベット語訳の箇所は以下のとおり。T 1442, vol. 23 794b3-794c26; Tib D JA 59a4-61a4 (SMC vol. 1, 534. 5. 4-535. 2. 4); Tib P ÑE 56a6-58a3 (TTRI vol. 43, 52. 4. 6-53. 3. 3)

²³⁾ T 1442, vol. 23 794c25-794c26; Tib D JA 61a3 (SMC vol. 1, 535. 2. 3); Tib P ÑE 58a3 (TTRI vol. 43. 53. 3. 3). yang dge slong gang dge 'dun gyis ma bskos par dge slong ma la ston na ltung byed do/

²⁴⁾ 詳細なパンタカの物語は 3 本存在している。1) Jātaka 4 Cullakaseṭṭhi-jātaka. (Ja I, pp. 114-123; ジャータカ全集 vol. 1, pp. 130-140)。ここにはチューラパンタカの出生から出家、悟りが語られ、その後、その過去物語として、インド版わらしべ長者の物語が語られる。これは皆、「根本有部律」波逸底迦第 21 条の因縁譚部分にも含まれている。しかしそこには、チューラパンタカが比丘尼たちを教誡した、という記述は全くない。パーリ資料で、チューラパンタカが比丘尼に教誡したという話を語るのパーリ律 *pācittiya*（波逸提）第 22 条の因縁譚だけである。2) 『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦第 21 条における因縁譚（本稿において考察対象としている部分）。3) *Divyāvadāna* 第 35 章 Cūḍāpakṣāvadāna (Cowell & Neil 1886, pp. 483-515; Hiraoka 2007a, vol. 2, 322-397)。

²⁵⁾ Cūḍapanthaka (Cowell & Neil 1886, p. 493, line 12)。

となった。

10) しかし愚路は相変わらずにも覚えることができず、しかも六衆苾芻にそそのかされて愚かな行為を行ったため兄大路の怒りをかい、追い出されてしまう。この様子を見た世尊は、自分の手で教育することにし、一旦は阿難に預けるが、阿難もさじを投げたため、世尊自ら、「私は塵を払います。私は垢を除きます」という句を覚えるよう指導する²⁶⁾。

しかしそれさえ覚えることができなかつたため、世尊は彼に、苾芻たちの草履の塵を払いながら、この二句を学ぶよう言いつける。その言いつけを守っているうちにやがて、この句でいう塵・垢が内なる貪・瞋・癡であることに気づいた愚路はたちまちにして悟りを開いて阿羅漢となる。

11) 愚路が悟ったということを聞いた外道たちが、「ゴータマは常々、自分が証得した法は甚深で悟りがたいと言っているが、愚路のような愚か者でも悟れるのだから、ゴータマの言うことは嘘っぱちだ」と批判したので、それを知った世尊は愚路の徳を皆に示そうと考えて、彼に苾芻尼を教誡するよう命じる。

12) 苾芻尼たちは、次の日に自分たちを教誡するのが愚か者として有名な愚路だと知って大いに驚く。憤慨した十二衆苾芻尼は彼を笑いものにしてやろうと考え、彼が昇れないほど大きな獅子座を造り、さらには町の人々に「明日、大法師が説法なさる。聞けば見諦を得て輪廻を止めることができるでしょう」と言い回って宣伝した。大勢の前で愚路に恥をかかせようという計画である。

13) 翌日、一人のお供の苾芻を連れて出かけた愚路は、皆の前で神通力を示し、立派な説法を行う。それを聞いた人々は、煥、頂、忍、世第一法、預流、一來、不還に達する者になったり、あるいは出家して阿羅漢となったり、あるいは声聞菩提、独覺菩提、無上菩提を発趣したりした。これにより、十二衆苾芻尼は黙ってしまった。

14) 戻ってきた愚路は世尊のところへ報告に行く。世尊は愚路の活躍を称賛し、そしてその場で、先の第一段階の学処（初制）を改訂し（随開）し、第二段階の学処を制定する。

「また、サンガによって任命されていない比丘（苾芻）が、比丘尼（苾芻尼）たちを教誡したなら、勝れた法を獲ている場合を除いて、波逸底迦（波逸提）である」²⁷⁾

この第二段階の学処が、「根本有部律」波逸提第 21 条の最終形態となる²⁸⁾。

²⁶⁾ rajo harāmi malaṃ harāmi (Cowell & Neil 1886, p. 491, line 3).

²⁷⁾ T 1442, vol. 23 798a26-798a27; Tib D JA 71b6 (SMC vol. 1, 538. 2. 6); Tib P ÑE 68a3-4 (TTRI vol. 43, 57. 3. 3-4). yang dge slong gang dge 'dun gyis ma bskos par dge slong ma la ston na chos 'di lta bu dang ldan pa ma gtogs te ltung byed do/

²⁸⁾ 以上、8)-14) の漢訳とチベット語訳の箇所は以下のとおり。T 1442, vol. 23 794c26-798a27; Tib D JA 61a4-71b7 (SMC vol. 1, 535. 2. 4-538. 2. 7); Tib P ÑE 58a3-68a4 (TTRI vol. 43, 53. 3. 3-57. 3. 4).

そしてこのあとは、

- 15) 条文に現れた語句の定義⁽²⁹⁾
- 16) 具体的な判例⁽³⁰⁾

という二項目が続く。律藏経分別の標準的なスタイルである⁽³¹⁾。

本来ならばここで第 21 条の経分別は終わり、次の第 22 条の解説が始まる場所である。しかし『根本説一切有部毘奈耶』の場合はここで終わらず、さらにその後、いくつかの過去物語が語られる。全体の構成は以下のようになっている。

まず愚路の過去物語が三本語られる。その後、再び現在の愚路の話に場面が戻り、大医王の待縛迦 (Jivaka) が愚路をばかにして差別的に扱い、後に愚路が阿羅漢であることを知って後悔するという話が語られる。そして、このエピソードを機縁としてさらにもう一本、愚路の過去物語が語られる。そしてこれで、第 21 条の経分別は終了するのである。

なお、チベット語訳の方では、初めの三本の過去物語の順序が漢訳とは異なっており、漢訳における 3 話の順序を①→②→③とするなら、チベット訳ではそれが①→③→②という順になっている。また、愚路と待縛迦 (Jivaka) の話を機縁として語られる最後の過去物語が、漢訳では一本であるのに対して、チベット語訳ではそのあとにもう一本、短い過去物語が付されていて、過去物語の数が一本分多くなっている。以下、漢訳に従って、16) より後の部分の概要を示しておく。

17) 十二衆苾芻尼が愚路をばかにしようとして、却って愚路の名声を高めることになった過去因縁として、十二人の悪嫁が、目の悪い舅を殺そうとして毒を盛り、却ってその毒素のおかげで舅の目が治る、という話が語られる。これが第一の過去物語⁽³²⁾。

18) 愚路が人身を得ながらもきわめて愚かな者として生まれた過去因縁⁽³³⁾。

⁽²⁹⁾ T 1442, vol. 23 798a28-798b2; Tib D JA 71b7-72a3 (SMC vol. 1, 538. 2. 7-538. 3. 3); Tib P ÑE 68a4-68a7 (TTRI vol. 43, 57. 3. 4-57. 3. 7).

⁽³⁰⁾ T 1442, XXIII 798b3-798b21; Tib D JA 72a3-73b2 (SMC vol. 1, 538. 3. 3-538. 6. 2); Tib P ÑE 68a7-70a7 (TTRI vol. 43, 57. 3. 7-58. 2. 7).

⁽³¹⁾ 15) の語句定義の中には、第二段階の学処制定で新たに付加された「勝れた法を獲ている場合を除いて」という句に対する注解も含まれている。「除獲勝法者。若得殊勝之法不差無過。是故言除。」(「『勝れた法を獲ている場合を除いて』とは、殊勝な法を得ているなら、任命されていなくても罪にはならないのである。それで「除く」と言うのである。)。なお、チベット語訳は単に、「『勝れた法 (そのような法) を獲ている場合を除いて』とは、勝れた法を獲ている者を除外してである」としか言わず、それが罪にならないということは強調していない。Tib D JA 72a1-72a2 (SMC vol. 1, 538. 3. 1-538. 3. 2); Tib P ÑE 68a6 (TTRI vol. 43, 57. 3. 6). chos 'di lta bu dang ldan pa ma gtogs te zhes bya ba ni chos 'di lta bu dang ldan pa bzhag ste 'o/

⁽³²⁾ T 1442, vol. 23 798b21-799b2; Tib D JA 73b2-75a7 (SMC vol. 1, 538. 6. 2-539. 2. 7); Tib P ÑE 70a7-71b8 (TTRI vol. 43, 58. 2. 7-58. 5. 8).

⁽³³⁾ この因縁譚では、愚路が愚か者に生まれた原因は次の 3 つとされている。1. 迦葉波仏の時に大法師となりながら、法を説くことを惜しんで、四句の伽他にいたるまで、他者になにも教えなかった。2. その後一旦は天に生まれるが、その次の生において人界で屠猪者に生まれ、多くの豚を殺した。3. ある時、生きた豚を船に積んで運ぼうとして船が転覆して流され、五百人の独覚が住む川岸に流れ着く。独覚に助けられたその屠猪者は、独覚たちの給仕人として暮らし始めるが、独覚が跏趺坐して禪定に入るのを見て自分もそのまねをした結果、

迦葉波仏の時に大法師でありながら、法に吝嗇で人になにも教えようとしなかったこと、およびその次の次の生で屠猪者となり、さらには見よう見まねの静慮修行の結果として無想天に生まれたことが語られる。これが第二の過去物語。なお、チベット語訳では、この 18) の話と次の 19) の話の順序が入れ替わっていて、19) のわらしべ長者の物語が先に来ている⁶⁴⁾。

19) 愚路が些細な教示によって、涅槃という大いなる果を得た過去因縁として鼠金商主 (Mūṣikāhairaṇyika) の物語が語られる。いわゆるわらしべ長者の話である⁶⁵⁾。

これら 3 本の過去物語が語られたあと、再び場面は現在の愚路へと戻り、大医王の待縛迦 (Jivaka) が愚路をばかにしたが、後に彼が阿羅漢であることを知って後悔するという話が語られる。内容は以下のとおり。

20) 王舎城の大医王待縛迦は、愚か者の愚路が出家したと知り、「世尊が王舎城においでになったなら、世尊と、そして愚路だけは除いたすべての苾芻僧伽 (比丘サンガ) を食事にご招待しよう」と考える。そして世尊が王舎城にお見えになったので、かねての思いどおり、愚路を除いた全員を翌日の食事に招待した。夜が明けて、世尊は苾芻僧伽とともに待縛迦の家に行くが、「愚路も呼ばなければ接待は受けない」とおっしゃったため、待縛迦はしぶしぶ愚路を呼びにやる。ところがその愚路が待縛迦の目の前で神通力を現したため、愚路が実は聖者であることを知り、大いに後悔し、愚路に謝罪する⁶⁶⁾。

そして、このエピソードを機縁として、さらにもう一本、過去物語が語られる (チベット訳では二本)。

21) 待縛迦が馬鹿にしていた愚路が、実は悟りを開いた偉大な人物であったことの過去因縁として、自分の持ち馬の中でも最もすぐれた馬を、つまらない駄馬として人に与え、後にその真価を知って大いに後悔する商主の話が語られる⁶⁷⁾。

無想定に入った。そして死後、無想天に生まれた。この 3 つの行為の結果として非常に愚かな者として生まれたという。無想定に入り、無想天に生まれることが、愚かさの因とされている点が興味深い。なお、2 と 3 に直接関連する話が、『仏五百弟子自説本起経』に現れている (T 199, vol. 4, 197c)。朱利般特が過去世において愚かな屠猪者として生まれ、口を繋いだ豚を連れて川を渡ろうとして途中で豚が窒息して死んでしまい、その後、仙人に助けられて出家した、という話。

⁶⁴⁾ 18) の漢訳とチベット語訳の箇所は以下のとおり。T 1442, vol. 23, 799b2-799c13; Tib D JA 79b3-80b3 (SMC vol. 1, 540. 4. 3-540. 6. 3); Tib P ÑE 75b2-76a8 (TTRI vol. 43, 60. 3. 2-60. 4. 8)。

⁶⁵⁾ 19) の漢訳とチベット語訳の箇所は以下のとおり。T 1442, vol. 23, 799c19-801b12; Tib D JA 75a7-79b3 (SMC vol. 1, 539. 2. 7-540. 4. 3); Tib P ÑE 71b8-75b2 (TTRI vol. 43, 58. 5. 8-60. 3. 2)。大谷大學甘殊爾勘同目録 (p. 410) は、このわらしべ長者の話がチベット訳には存在しない (「ナシ」) としているが、順序がずれていることによる見落しである。

⁶⁶⁾ T 1442, vol. 23 801b13-802a16; Tib D JA 80b3-82b5 (SMC vol. 1, 540. 6. 3-541. 3. 5); Tib P ÑE 76a8-78a7 (TTRI vol. 43, 60. 4. 8-61. 3. 7)。

⁶⁷⁾ T 1442, vol. 23, 802a16-803c23; Tib D JA 82b5-86b1 (SMC vol. 1, 541. 3. 5-542. 4. 1); Tib P ÑE 78a7-81b7 (TTRI vol. 43, 61. 3. 7-62. 5. 7)。この過去物語に関しては平岡聡が研究を発表している (Hiraoka 2007b)。

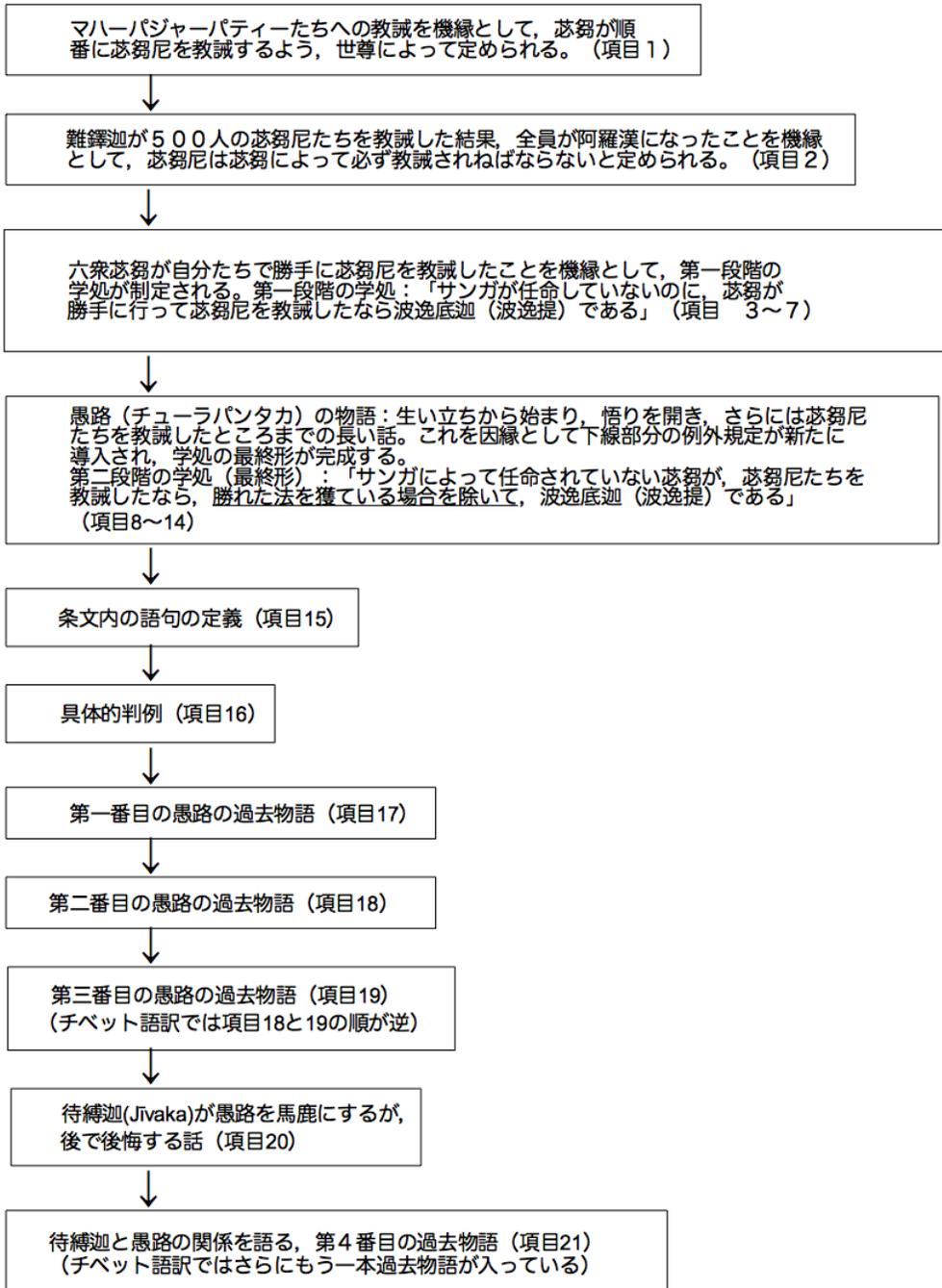
チベット語訳にのみ存在する二本目の過去物語の内容は以下のとおり。

比丘たちが世尊に、「具寿パンタカはどのような行為により、世尊によって『心を進展させる能力において第一』(cetovivaṭṭakusalānaṃ aggo, sems sgyur ba la mkhas pa rnams kyi mchog) と記されたのですか」と尋ねたことを機縁として、愚路の過去が語られる。迦葉仏の時に弟子であった愚路が、臨終に際して「将来、シャカムニ仏のもとで出家して、『心を進展させる能力において第一』になりますように」という願を立てた、という話である⁽³⁸⁾。

以上が『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦第 21 条の全体である。全体を模式図にすれば次のようになる⁽³⁹⁾。

⁽³⁸⁾ Tib D JA 86b1-87a4 (SMC vol. 1, 542. 4. 1-542. 5. 4); Tib P ÑE 81b8-82b3 (TTRI vol. 43, 62. 5. 8-63. 2. 3). チューラパンタカが「心を進展させる能力において第一」(cetovivaṭṭakusalānaṃ aggo) とされたことは AN (PTS) vol. 1, 24 に出ている。そこではチューラパンタカの特質が二種類でている。一つは manomayaṃ kāyaṃ abhinimminantānaṃ agga (意所成身を化作することにおいて第一) で、もう一つがここで言われている cetovivaṭṭakusalānaṃ agga (心を進展させる能力において第一) である。

⁽³⁹⁾ ディヴィヤ・アヴァダーナ (Divyāvadāna) 第 35 章のチューラパンタカの話 Cūḍāpakṣāvadāna (Cowell & Neil 1886, pp. 483-515; Hiraoka 2007a, vol. 2, 322-397) は、ここで示されたチューラパンタカの現在物語の全部および 4 本の過去物語から成っている。一方、ジャータカ (Jātaka) 第 4 話は、チューラパンタカの現在物語と、わらしべ長者の話の二要素だけから成っており、細部に違いも多く、しかもチューラパンタカが比丘尼たちを教誡するというエピソードも含まれていない (Ja I, pp. 114-123)。仏教文献中のその他の対応箇所については Hiraoka 2007a, vol. 2, p. 360 を見よ。関稔は、ここまでの箇所ですべて述べられているチューラパンタカの現在物語および 3 本の過去物語の『根本説一切有部毘奈耶』漢訳文と、Divyāvadāna 対応部分の和訳を対照で表示している (Seki 1984; Seki 1985)。



項目 17 以下の 4 本の過去物語がすべて、愚路すなわちチューラパンタカのエピソードから派生している点に注目する必要がある。随開で第二段階の学処が制定される、その因縁譚としてチューラパンタカの話が語られ、さらにその話の 4 要素、すなわち 1) 十二衆苾芻尼が愚路をばかにしようとして、却って愚路の名声を高めたこと、2) 愚路が愚か者として生まれたこと、3) 愚路が些細な教示によって悟りを開いたこと、4) 愚路を馬鹿にした待縛迦が、後に後悔したこと、という 4 つの要素を機縁として 4 つの過去物語が語られている。そしてそのチューラパンタカの話は全体として、学処条文に「勝れた法を獲ている場合を除いて」という除外条件が含まれることの根拠付けとして機能している。すなわちこのチューラパンタカの話があることで、「たとえサンガから任命されていなくても、勝れた法を獲た苾芻ならば、苾芻尼を教誡することができる」という、「根本有部律」にしかない特有の除外条件が有効化されるということである。

この関係を見て分かるように、ここに含まれる 4 本の過去物語は、チューラパンタカの話が存在しなければ、存在し得ない。チューラパンタカの話があつて初めて、その過去物語として、ここに置くことができるのである。そしてそのチューラパンタカの話は、学処条文の中、「根本有部律」にしかない特有の除外条件を裏付けるために機能しているのであるから、その除外条件がなければ存在し得ない。こう考えてくると、この箇所の論理的成り立ちは、「学処の中に除外条件が存在している」→「その裏付けとしてチューラパンタカの話が置かれている」→「チューラパンタカの話をもととして 4 つの過去物語が置かれている」という順になっていることが分かる。したがって、この箇所がこのような構成になっている根本原因は、学処の中に特有の除外条件が入っていることだということになる。このことから次のような編集過程が想定できる。

仮説 1

「根本有部律」のベースとなった古形の有部律があつたと想定し、それを「有部律 X」とする⁴⁰⁾。有部律 X における波逸提第 21 条は本来、他の律と同じく、「サンガから任命されていない比丘が比丘尼を教誡したなら波逸提になる」というシンプルなものであつたとされる。例外条件を含まない形である。それが後になんらかの事情で条文を変更する必要性が生じ、「勝れた法を獲た者ならサンガから任命されていなくても教誡できる」という除外条件が付されることとなった。しかし、このような条文変更は律蔵を伝説とする仏教界においてはある種の違反行為であつて軽々しく行うことはできない。この変更を正当化するためには、そのための因縁譚が必ず必要である。それがチューラパンタカの話である。

「サンガから任命されていない比丘が比丘尼を教誡したなら波逸提になる」という学処が制定された後で、世尊によって直接命じられたチューラパンタカが、サンガからの任命なしで比

⁴⁰⁾ 有部律 X の存在については Sasaki 2000 を参照。

比丘尼たちを教誡した、という話を持つてくることで、「勝れた比丘なら、サンガからの任命なしで教誡してもよい」という例外規定が、「世尊の指示」として権威を持つのである。

なぜチューラパンタカの話がここで利用されたのか、という点については、このあと節を改めて考察するが、ともかく「チューラパンタカはサンガから任命されることなく、世尊からの直接の命によって比丘尼たちを教誡した」という前例を示すことで、条文内の除外条件が仏説としての権威を持つことになる。そしてこのチューラパンタカの因縁譚が導入されたことにより、それを機縁とする過去物語が一挙に4つ導入されたのである。

この仮説に基づくなら、「根本有部律」が他の律蔵とは比較にならないほど多数多量の物語を含んでいることの理由が見えてくる。それは、単に「物語を多く取り入れたい」という動機に基づくものではなく、根底には「律の規則を書き換えたい」という意図が作用しているのである。もちろん、「根本有部律」が意識的に多量の物語を取り込んでいったことは間違いない。律蔵を過去物語の一大集積体にするという意志がそこには明確に見て取れる。しかしそのさらに根底には、一種の「律の改訂」を目指す、有部全体にわたるなんらかの大きなプロジェクトの存在が見て取れるのである。そのプロジェクトの一環として「波羅提木叉の学処条文を書き換える」という作業もあり、同時に「あらゆる機会を利用して物語を組み入れる」という作業も行われた、ということである。以上が第一の仮説であり、私としてはこの仮説を最も妥当なものと考えている。ただし、もう一つ別の可能性もあるので、以下、それについて述べる。

仮説 2

第二番目の仮説においても、有部律 X が全有部的プロジェクトによって改変されたという状況設定は同じである。違いはその目的であって、仮説 1 では「条文の文言をはじめとした、律蔵全体の改訂を目的にしていた」と考えたのであるが、この第 2 仮説では「単に物語の導入だけを目的にしていた」と考える。ただしその「物語を導入しよう」という意志がきわめて大きく、「そのためならば波羅提木叉の条文を書き換えても構わない」というほど強いものであったと想定するのである。

そうすると、第 21 条部分の論理的成り立ちは次のような順になる。「チューラパンタカの話と、それを機縁とする 4 本の過去物語をここに挿入しようとする」→「チューラパンタカの話を中心に挿入するための方策を探した結果、条文に除外条件を付加するというアイデアが浮かぶ」→「条文への除外条件の付加、チューラパンタカの話の挿入による随開譚、4 本の過去物語の挿入という作業が一挙に行われる」という手順である。

このような第二仮説の可能性が完全に否定されるべき証拠はないので、一応ここで提示しておくが、私自身は妥当な説だとは考えていない。もしチューラパンタカの話と 4 本の過去物語を導入することだけが目的であるなら、条文を書き換えるといった大仰な方法をとる必要はない。たとえば全体を次のような構成にすれば済む話である。

1. 大世主苾芻尼（マハーパジャーパティ）が 500 人の苾芻尼とともに世尊のところに教えを聞きに来た。これを機に世尊は「耆宿の苾芻（法臘 20 歳以上の比丘）が順番に苾芻尼たちを教誡せよ」と命じる。
2. 具寿難鐸迦が苾芻尼たちに素晴らしい教誡を行ったので、多くの苾芻尼たちが阿羅漢果に達した。これにより「苾芻尼は苾芻によって教誡されねばならない」という基本的規則が定まる。（ここまでは現在の第 21 条冒頭と同内容。このあとにチューラパンタカの話を持ってくる）
3. チューラパンタカの話の前半（世尊がチューラパンタカに命じて苾芻尼たちを教誡させた）→ ここで過去物語 3 本挿入
4. チューラパンタカの話の後半（チューラパンタカを馬鹿にしていたジーヴァカが、後になって後悔した）→ 4 本目の過去物語挿入（これで複数の物語の挿入という目的は完了）
5. 六衆苾芻の悪行譚。六衆苾芻が勝手に苾芻尼のところへ行行って、下品な言動で教誡したため、世尊は「サンガが任命していないのに苾芻尼を教誡してはならない。教誡したなら波逸底迦（波逸提）である」と学処を制定する。
6. 条文に現れた語句の定義。
7. 具体的な判例。

このような構成にすれば、矛盾なく、しかも波羅提木叉の学処を書き換えるという重大な改変を経ることなく物語をすべて組み込むことができる。もし「根本有部律」の編纂目的が単に「物語を数多く組み込むこと」だけであったとするなら、こういう形で編纂するのが自然であろう。それがそうならならず、条文を書き換えるというかたちで編纂が行われたということは、その条文の書き換えはそれ自体に意味があったということ、言い換えれば、まず先に条文を書き換える必要があり、そのためにチューラパンタカの話それを沿ったかたちで挿入した、という状況が読み取れるのである。したがって一応二つの仮説を提示したが、第一の仮説の方がはるかに妥当性があると考え、おそらくは有部の内部で、比丘尼の教誡に関して、サンガの任命を受けていない比丘でも教誡が可能になるような規則変更の必要性が生じて、それが新たな因縁譚の導入とともにここで実行されたということであろう。

V

次に、なぜこの箇所の因縁譚としてチューラパンタカの話が利用されたのか、という点について考察する。一連のつながりを持つ波逸提第 21 条から第 24 条の 4 項目それぞれが、どのような因縁譚を持つかを、律毎にまとめると次のようになる。特にチューラパンタカが現れる

部分は幾分詳細に紹介する。

パーリ律

第 21 条：六群比丘が勝手に、しかも下品な話で比丘尼たちを教誡した → 「サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない」⁽⁴¹⁾

第 22 条：チューラパンタカが比丘尼の教誡役に当たったが、比丘尼たちは彼を愚か者として軽蔑していた。しかしそのチューラパンタカが神通力を示したことで比丘尼たちは彼のことを尊敬するようになり、彼の話を熱心に聞いた。ところがチューラパンタカが日没後まで延々と話をしたために、城の門が閉じてしまって比丘尼たちが住処に戻れなくなってしまった → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁽⁴²⁾

第 23 条：六群比丘が、比丘尼の住処に出かけて行って教誡した → 「比丘尼の住処へ出向いて行って教誡してはならない。ただし病気の場合を除く」⁽⁴³⁾

第 24 条：六群比丘が、「長老比丘たちは利得のために比丘尼たちを教誡している」と言って誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁽⁴⁴⁾

『五分律』

第 21 条：六群比丘が勝手に、しかも下品な話で比丘尼たちを教誡した → 「サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない」⁽⁴⁵⁾

第 22 条：チューラパンタカが比丘尼の教誡役に当たったが、比丘尼たちは彼を愚か者として軽蔑していた。そこで彼は神通力で様々な神変を示したため比丘尼たちは彼を尊敬するようになった。しかし彼が延々と神変を示している間に日が沈んでしまい、そのため比丘尼たちは住処のある城中に戻れなくなってしまった → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁽⁴⁶⁾

第 23 条：六群比丘が、比丘尼の住処に出かけて行って教誡した → 「比丘尼の住処へ出向いて行って教誡してはならない。ただし病気の場合を除く」⁽⁴⁷⁾

第 24 条：六群比丘が、「比丘たちは利得のために比丘尼たちを教誡している」と言っ

⁽⁴¹⁾ Vin IV, 50-51. なお、学処制定の直後に語られる、教誡比丘の八条件の規定は、AN にパラレルがある (AN IV, 279-280).

⁽⁴²⁾ Vin IV, 54-55.

⁽⁴³⁾ Vin IV, 55-57.

⁽⁴⁴⁾ Vin IV, 57-58.

⁽⁴⁵⁾ T1421, vol. 22, 45b.

⁽⁴⁶⁾ T1421, vol. 22, 45c-46b. パーリ律の因縁譚との違いは、パーリ律の場合はチューラパンタカが神変に続いて数々の法話をしたため日が暮れた、とするのに対して、『五分律』の場合は、比丘尼たちのリクエストに応じて延々と神変を示している間に日が暮れた、となっている点である。

⁽⁴⁷⁾ T1421, vol. 22, 46b-c.

誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁽⁴⁸⁾

『摩訶僧祇律』

第 21 条：難陀と優波難陀が勝手に比丘尼を教誡しに行き、そのため順番に当たっていた舍利弗が教誡することができなかった → 「サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない」⁽⁴⁹⁾

第 22 条：難陀が日没まで比丘尼たちに法を説いたため、比丘尼たちは日が暮れてから城に戻った。それを見た人々は、「沙門釈子は比丘尼たちと一日中遊びほうけている」と非難した → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁽⁵⁰⁾

第 23 条：六群比丘が、界の外で勝手に互いを任命し合って、比丘尼の住処へ出かけて行って比丘尼たちを教誡した。これにより「界外で互いに任命し合って、比丘尼の精舎へ行つてはならない」と定められる。その後、大愛道瞿曇彌が病気になったので阿難が見舞いにいくと、大愛道瞿曇彌は阿難に、その場で法を説くよう願う。しかし阿難は、「世尊が界内比丘に白せずには比丘尼の住処へ行って法を説いてはならない、と制戒なさったのでそれはできません」と断る。後でこのことを知った世尊が、病気の比丘尼のところへ行く場合を例外として認める → 「比丘尼の住処へ出向いて行って教誡してはならない。ただし病気の場合を除く」⁽⁵¹⁾

第 24 条：六群比丘が、「長老たちは食のために比丘尼たちを教誡している」と言って誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁽⁵²⁾

『四分律』

第 21 条：世尊が阿難に、「比丘尼のために教誡、説法をする上座の大比丘を任命せよ」と命じる。阿難は般陀比丘（チューラパンタカ）を、本人は記憶力が弱く、一偈しか唱えられないことを理由に嫌がっているのに、無理に教誡役にする。任命されたチューラパンタカは、お供の比丘一人とともに比丘尼の住処に行き、知っている一偈だけを唱えて、あとは第四禪に入って黙っていた。これを見た六群比丘尼は馬鹿にしたが、阿羅漢の比丘尼は、チューラパンタカが阿羅漢であることが分かった。比丘尼たちの心の内を観察し、様々に違った思いを持っていることを知ったチュー

⁽⁴⁸⁾ T1421, vol. 22, 46c-47a.

⁽⁴⁹⁾ T 1425, vol. 22, 345c-346a.

⁽⁵⁰⁾ T 1425, vol. 22, 346a-346b.

⁽⁵¹⁾ T 1425, vol. 22, 346c-347a. 話の前後がかみ合っていない。界外で勝手に任命しあうことの禁止と、比丘尼の住処へ出かけて行って教誡することの禁止が混ざり合っている。なんらかの構造的乱れがあるものと思われる。

⁽⁵²⁾ T 1425, vol. 22, 347b-347c.

ラパンタカは、虚空に昇り、様々に神変を現しながら説法し、そして空中を去って行った。(これでチューラパンタカの話は終わり)。その後、六群比丘が勝手に、しかも下品な話で比丘尼たちを教誡したことを機縁として第 21 条「サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない」という学処が制定される。さらにはその後には比丘尼の八不可違法(八敬法)が定められる。⁵³⁾

第 22 条：難陀が日没まで比丘尼たちを教誡したので、城の門が閉まり、比丘尼たちが城内に戻れなくなってしまった → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁵⁴⁾

第 23 条(パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』の第 24 条に相当)：六群比丘が、「比丘たちは飲食のために比丘尼たちを教誡している」と言って誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁵⁵⁾

『十誦律』

第 21 条：世尊により「比丘が比丘尼を教誡せよ」と命じられたため、比丘が持ち回りで比丘尼たちを教誡することになった。般特(チューラパンタカ)にその番がまわってきて、本人は一偈しか唱えられないことを理由に嫌がるが、阿難に無理強いされて引き受けることとなる。翌日、多くの比丘尼たちが軽蔑の気持ちを以て般特の住処にやって来たので、般特は覚えている一偈を唱え、それから神通力で虚空に昇り、様々な神変を示した。比丘尼たちはそれを見て般特への敬心を起こし、須陀洹果ないし阿羅漢果、声聞道の因縁を種える者、辟支仏道の因縁を種える者、無上等正菩提の因を発する者などがいた。(これでチューラパンタカの話は終わり)。その後、六群比丘が勝手に、しかも下品な話で比丘尼たちを教誡したことを機縁として第 21 条「サンガから任命されないのに比丘尼を教誡してはならない」という学処が制定される⁵⁶⁾。

第 22 条：難陀が日没まで比丘尼たちを教誡したので、城の門が閉まり、比丘尼たちが城内に戻れなくなってしまった → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁵⁷⁾

第 23 条(パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』の第 24 条に相当)：六群比丘が、「比丘たちは財利のために比丘尼たちを教誡している」と言って誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁵⁸⁾

⁵³⁾ T 1428, vol. 22, 647b-649a.

⁵⁴⁾ T 1428, vol. 22, 649c-650a.

⁵⁵⁾ T 1428, vol. 22, 650a-650b.

⁵⁶⁾ T 1435, vol. 23, 80a-81a.

⁵⁷⁾ T 1435, vol. 23, 82a-82b.

⁵⁸⁾ T 1435, vol. 23, 82c.

『根本説一切有部毘奈耶』

第 21 条：略（すでに本稿において詳細に論じてきた）⁽⁵⁹⁾

第 22 条：難鐸迦苾芻が、やってきた蓮華色尼と五百人の苾芻尼を教誡しているうちに日が暮れてしまい、城門が閉じて、蓮華色尼たちが戻れなくなってしまった → 「比丘尼を教誡する場合、日没を過ぎてはならない」⁽⁶⁰⁾

第 23 条（パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』の第 24 条に相当）：難鐸迦苾芻が、やってきた蓮華色尼と五百人の苾芻尼を教誡したが、難しい話だったので蓮華色尼たちはそれが理解できず、恐れを抱いた。蓮華色尼たちは「布施をすると無畏になることができる」という仏の言葉に従い、難鐸迦苾芻に様々な食物・物品を布施する。それを見た六衆苾芻の一人、鄒波難陀が、「難鐸迦苾芻は飲食のために比丘尼たちを教誡している」と言って誹った → 「比丘尼を教誡している比丘に対して『利得のためにやっている』と批判してはならない」⁽⁶¹⁾

このように見てくると、波逸提第 21-24 条部分には本来、チューラパンタカの話が関係していたことが分かる。パーリ律と『五分律』では第 22 条の因縁譚として使われ、『四分律』、『十誦律』、「根本有部律」では第 21 条の因縁譚として用いられている。チューラパンタカが現れないのは『摩訶僧祇律』だけである。第 22 条の因縁譚として使うパーリ律、『五分律』型と、第 21 条の方に組み込まれている『四分律』『十誦律』『根本有部律』型のどちらのかたちが古いのかは決定できないが、ともかくチューラパンタカが比丘尼たちを教誡するという話が、広く使われていたことは間違いない。

興味深い事実を一つ指摘しておく。既発表の論文で指摘したことであるが、波逸提の第 21 条から第 24 条までの 4 項目をすべて含んでいるのはパーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』の三本だけであって、『四分律』、『十誦律』、「根本有部律」は、そのうちの第 3 番目、パーリ律などというなら第 23 条に相当する条文が欠落しているのである⁽⁶²⁾。

そして今回調査しているチューラパンタカの話が、第 22 条の因縁譚として用いられているのはパーリ律と『五分律』であり、第 21 条の因縁譚として用いられているのは『四分律』『十誦律』『根本有部律』である。ここにもまた、同じかたちの区分が現れている。第 23 条の有無と、チューラパンタカの話がどの条文の因縁譚として用いられているかという区分が、同じ分類になるという事実には、なんらかの意味があるのではないかと思える。波逸提第 21 条から第 24 条の 4 項目には、まだ未解明の重要な情報が隠されているに違いない。更なる探究が必要である。

⁽⁵⁹⁾ T 1442, vol. 23, 792a-803c.

⁽⁶⁰⁾ T 1442, vol. 23, 803c-804a. 『根本説一切有部毘奈耶』第 22 条では、他の律には現れない蓮華色苾芻尼が登場し、学処制定にあとに、その蓮華色苾芻尼の過去物語が語られる。

⁽⁶¹⁾ T 1442, vol. 23, 804b-804c.

⁽⁶²⁾ Hirakawa 1994: 282-288 ; Sasaki 2014.

ところで、このようにチューラパンタカの話が、『摩訶僧祇律』以外のすべての律蔵の波逸提 21 条～24 条部分に含まれているということは、「根本有部律」や『十誦律』のベースとなった有部律 X にも、この話が含まれていたと考えるのが自然であろう。そうなると、「根本有部律」の編纂目的は単なる物語の取り込みではなく、律蔵全体の改訂にあった、という先の仮説が一層強化されることになる。なぜなら、もしも編纂目的が単に物語の取り込みだけであったとすると、すでに有部律 X の段階で第 21 条の因縁譚として存在していたであろうチューラパンタカの話に、4 本の過去物語を組み入れればそれで作業は完了するからである。それがそうならならず、わざわざ条文を書き換えるための裏付けとしてチューラパンタカの話が利用されているのであるから、その条文の書き換えこそが編纂の目的であったと判断される。やはり「根本有部律」は、有部律 X の総体的改訂作業によって編纂された律蔵だということになる。

VI 結論

『根本説一切有部毘奈耶』波逸底迦（波逸提）第 21 条の条文には、他の律蔵にはない例外条件が含まれているが、その部分の正当性を裏付けるためにチューラパンタカの物語が利用されており、さらにはそのチューラパンタカの物語を基点として四本の過去物語が導入されている。これらの事実から見て、「根本有部律」が編纂された目的は単なる物語の導入ではなく、条文の改変なども含めた、律蔵全体の改訂にあったということが判明する。

「根本有部律」の学処条文が他の律と違っており、それが因縁譚との間に関連性を持つという例は他にも見つかったので、今後それらを総合的に考察することで、仮説 1 と仮説 2 の是非判断も含めて「根本有部律」の編纂状況を解明していきたいと考えている⁶³。

VII 附論（『薩婆多毘尼毘婆沙』との関係）

「根本有部律」の波逸底迦（波逸提）第 21 条～第 23 条部分に関しては、他にもまだ問題がある。『十誦律』の注釈書とされている『薩婆多毘尼毘婆沙』との関係である⁶⁴。

『四分律』、『十誦律』、「根本有部律」の 3 本の広律では、何度も述べてきたように比丘尼を教誡する際の規則が 3 条しかない。パーリ律、『五分律』、『摩訶僧祇律』に言うところの第 21, 22, 23, 24 条のうちの三番目、第 23 条が存在しないのである（「比丘が、こちらから比丘尼の住処へ出向いていって教誡してはならない。ただし病気の場合を除く」という規則）。したがって『四分律』などの三本の広律では 1 条抜けるので、その第 23 条がパーリ律などにおける第 24 条に対応するということになる。

⁶³ これについては本年（2017 年）8 月にカナダトロントで開催された IABS の学術大会で発表した。“Why Does the Mūlasarvāstivāda-vinaya Contain a Large Number of Tales?”. 近々論文のかたちで発表する予定である。

⁶⁴ Hirakawa 1960: 259-260; Funayama 2013

『薩婆多毘尼毘婆沙』は『十誦律』に対する注釈書であるから、当然ながら注釈対象は、その、1 条抜けた分の 3 項目ということになる。パーリ律などにある第 21, 22, 23, 24 条のうちの第 21 条, 22 条, 24 条の 3 項目に順次注釈をつける、というスタイルになるはずである。

ところが実際に注釈部分を見てみるとそうはなっていない。以下、全体の概略を提示する(原文は注で提示した)⁶⁵⁾。

1) 第 21 条に対する注釈

世尊が比丘たちに、「私は四衆を教化するのに疲れたので、これからはお前たちが教化せよ」と語った言葉に対する注釈。ブツダの身体は疲れるはずがないのに、なぜこのようにおっしゃったのか、といった点が注釈される。それに続いて、なぜ世尊が、弟子たちに比丘尼の教誡を任せたのか、という疑問に対する注釈。そこにおいていくつかの理由が挙げられる。これで第 21 条に対する注釈が終わる。

2) 第 22 条に対する注釈

まず、第 22 条の因縁譚の主人公である難陀と、難陀から教誡を受けて悟りを開く五百人の比丘尼の過去世の状況(牛頭栴檀塔を建てた王と、その塔を供養した五百人の夫人)が語られる。ここまでの 1) と 2) にはなにも問題がない。ごく標準的な注釈である。

3) 意味不明な注釈文

ここから不可解な状況が現れてくる。まだ第 22 条に対する注釈文の途中である。2) の、難陀と五百人の比丘尼の過去物語が終わったあと、突然、次のような意味不明な文が続く。「此中次第三戒已捨羯磨教尼人故。三戒亦捨。設爲尼説法時至日沒者。以壞威儀突吉羅。若呵與尼説法人。以壞威儀故亦突吉羅。」⁶⁶⁾

意味をとると次のようになるであろう。「この中、連続した三つの戒は、すでに羯磨教尼人を捨しているのです、三戒もまた捨す。もし比丘尼に説法していて日没になったなら、威儀を壊したことにより突吉羅である。もし比丘尼に説法する人をそしめたなら、威儀を壊したことにより、これも突吉羅である」。

このままでは何を言っているのか分からない。しかも第 22 条は「日没まで説法したら波逸

⁶⁵⁾ T 1440, vol. 23, 545c. 九十事第二十一。僧不差教比丘尼戒初縁。爾時佛告諸比丘。我教化四衆疲極。問曰。佛得那羅延身。身無疲極。得十力四無所畏大慈大悲。心無疲極何以言疲極耶。答曰。佛無疲極。隨世俗法故。如父知子。堪理家事。雖自有力以兒堪任故。欲以事業委付兒故。云我氣衰耆家事汝一切知之。佛亦如是。雖不疲極。欲以教法以授弟子。隨世法故説言疲極。所以令諸弟子教誡尼者。一以現無恪法故。二師與弟子知見同故。三欲現樂持比丘功德智慧故。四爲諸比丘於尼衆各有因縁。應受教化故。九十事第二十二。難陀者。更有難陀。非佛弟難陀。往昔維衛佛出現於世。爲衆生説法。彼佛滅後有王。起牛頭栴檀塔。種種莊嚴。此王有五百夫人供養此塔。各發願言。願我等將來從此王邊而得解脫。爾時王者。今難陀是。爾時五百夫人者。今五百尼是。以是本願因縁故。應從難陀而得解脫。此中次第三戒已捨。羯磨教尼人故。三戒亦捨。設爲尼説法時至日沒者。以壞威儀突吉羅。若呵與尼説法人。以壞威儀故亦突吉羅。拘摩羅偈者。有堂名拘摩羅。以堂主名拘摩羅故。堂名拘摩羅。佛在拘摩羅堂上。爲拘摩羅天説此偈。得入見諦。以是因縁。名拘摩羅(九十事第二十三諸本皆闕)。

⁶⁶⁾ 大正大藏經は冒頭が「此中次第三戒已捨。羯磨教尼人故。」となっているが、句点を訂正して、「此中次第三戒已捨羯磨教尼人故。」とする。

提である」、その後の第 23 条（パーリ律などにおける第 24 条）は「比丘尼を教誡する人をそしったら波逸提である」と言っているのに、ここでは、そういった行為が波逸提ではなく、それよりも軽罪の突吉羅になると言っている。注釈が波羅提木叉の規定を否定しているのである。この部分はきわめて重大な意味を持っているので、あとで改めて考察することにする。

4) 「拘摩羅偈」という語に対する注釈文

上記の不可解な注釈文のあとに、『十誦律』本文中に現れる「拘摩羅偈」という語の意味に関する注釈が続く。ではこの「拘摩羅偈」とはどこに現れるのかというと、それは比丘尼の教誡に関する 3 本の条文のうち、一番目である第 21 条の経分別部分にのみ現れる⁶⁷⁾。

「拘摩羅偈」とは、チューラパンタカが唯一覚えることのできたきわめて短い一偈のことを指しているが、『十誦律』では比丘尼の教誡に関する 3 本の学処のうち、因縁譚にチューラパンタカが登場するのは最初の第 21 条だけなので、この「拘摩羅偈」という語が現れるのも当然ながら第 21 条だけなのである。したがってもしこれを注釈するなら、もっと前の、第 21 条を注釈する部分で為さねばならないのに、それが第 22 条の注釈文中、上記 3) の意味不明な文章が来て、そのあとに来ているというのは構造的に不合理である。

以上 1) から 4) が、比丘尼の教誡に関する 3 本の条文に対する『薩婆多毘尼毘婆沙』の注釈文のすべてである。そして奇妙なことに、最後の 3 番目の学処（第 23 条。パーリ律など、比丘尼の教誡に関する学処が 4 条ある広律の場合なら第 24 条に相当）に対する注釈は全く欠けている⁶⁸⁾。

「拘摩羅偈」に対する注釈が終わると、それで比丘尼の教誡に関わる 3 項目への注釈は終了し、そのあとは次の、比丘尼の教誡とは関係のない条文への注釈に移ってしまうのである⁶⁹⁾。

以上見てきた中に、不可解な点は 3 つある

- ① 第 22 条の注釈が終わったあとに、意味不明な文章が入っている。
- ② その意味不明な文章のうしろに、第 22 条の注釈文として、第 21 条に出る「拘摩羅偈」という語の注釈が置かれている。
- ③ 3 番目にくるはずの、第 23 条の経分別に対する注釈が全く存在しない。

なお、磧砂版を見ると、状況はこれと異なっている⁷⁰⁾。磧砂版では、ちゃんと第 21, 22, 23 条のそれぞれに注釈がついているという体裁になっているのだが、その第 23 条に対する注釈というのが、上記 3) と 4) の、「意味不明な注釈文」と「拘摩羅偈という語に対する注釈文」なの

⁶⁷⁾ T 1435, vol. 23, 80b.

⁶⁸⁾ 大正大蔵経においても割り注のかたちで「九十事第二十三諸本皆闕」と断り書きが加えられている (T 1440, vol. 23, 546a7).

⁶⁹⁾ 『十誦律』比丘波逸提第 24 条「與尼期行戒」(比丘が比丘尼と待ち合わせて一緒に道を行くなら波逸提) への注釈に移ってしまう。なお、比丘尼の教誡を規定する 3 項目 (パーリ律などでは 4 項目) のあとに、どの学処が来るかは、広律によって違いがある。詳細は Hirakawa 1960: 453 参照。

⁷⁰⁾ 磧砂 vol. 74, p. 69.

である⁷¹⁾。

つまり、注釈の文章そのものは大正大蔵経も磧砂版も全く同じであって、ただそれを、大正大蔵経では第 21, 22 条の注釈として振り分け、磧砂版では第 21, 22, 23 条の注釈として振り分けている、ということなのである。しかし磧砂版の、その第 23 条に対する注釈で注釈される「拘摩羅偈」という語が第 21 条にのみ現れる語であるという事実は変わらないから、磧砂版の体裁もまた、大正大蔵経同様、矛盾を含んでいることに変わりはない。いずれにしろ、『薩婆多毘尼毘婆沙』のこの部分には明らかな不整合が見取れるのである。

そこでここに、本稿で見えてきた「根本有部律」の特殊な状況をあてはめてみるとどうなるであろうか。『十誦律』の注釈書である『薩婆多毘尼毘婆沙』を読解するのに「根本有部律」の情報を利用するというのは奇異に思われるかもしれないが、筆者はすでに別の研究で、『薩婆多毘尼毘婆沙』の中に「根本有部律」の情報が含まれている事例を見つけている⁷²⁾。したがって、「根本有部律」を念頭に置いて『薩婆多毘尼毘婆沙』を読むという作業には妥当性があるのである。

そこで先の 3) 「意味不明な注釈文」を、「根本有部律」の条文、すなわち、「サンガによって任命されていない比丘が、比丘尼たちを教誡したなら、勝れた法を獲ている場合を除いて波逸底迦になる」という条文をベースにして読んでみよう。問題の『薩婆多毘尼毘婆沙』の文章を再度提示する。

「この中、連続した三つの戒は、すでに羯磨教尼人を捨しているので、三戒もまた捨す。もし比丘尼に説法して日没になったなら、威儀を壊したことにより突吉羅である。もし比丘尼に説法する人をそしたなら、威儀を壊したことにより、これも突吉羅である」。

「根本有部律」によれば、羯磨で任命された比丘だけが比丘尼を教誡できる、という条件は実質上なくなっており、勝れた法を獲た立派な比丘なら、羯磨によって任命されていなくても教誡できることになる。これは上の文章でいう「すでに羯磨教尼人を捨している」という文言と対応する。「羯磨によって任命された者だけが比丘尼の教誡人になることができるという条件は放棄されている」と読めば意味が通るのである。そうするとそれともなって、「羯磨によって任命された比丘尼教誡人の行動を定めた三本の学処」は無効化されることになる。これ

⁷¹⁾ 「九十事第二十三 此中次第三戒已捨羯磨教尼人故三戒亦捨設爲尼説法時至日沒者以壞威儀突吉羅若呵與尼説法人以壞威儀故亦突吉羅拘摩羅偈者有堂名拘摩羅以堂主名拘摩羅故堂名拘摩羅佛在拘摩羅堂上爲拘摩羅天説此偈得入見諦以是因縁名拘摩羅」

⁷²⁾ これについても、すでに注 63 で言及した、2017 年 8 月にカナダトロントで開催された IABS の学術大会で、“Why Does the Mūlasarvāstivāda-vinaya Contain a Large Number of Tales?” というタイトルの研究発表において公表した。『薩婆多毘尼毘婆沙』の中に現れる律師なる人物の見解の中に、「根本有部律」にしかない情報が含まれているのである。この律師に関しては、船山徹がすでにすぐれた研究を発表しているが、今回の発表では、その律師の立場についての具体的な状況、すなわちその人物が「根本有部律」を用いていたという事実を示唆した。Funayama 2006; Funayama 2013: 48-49.

が「連続した三つの戒は捨す」という文言にあたる。波逸提第 21, 22, 23 条の規定は、本来「羯磨によって任命された比丘尼教誡人」に適用されるものであるが、その「羯磨によって任命された比丘尼教誡人」という条件が無効化されたのであるから、これら 3 条の規定も無効になる、という意味である。したがって、そこで定められる罰則規定も放棄されることとなる。第 22 条が言う、「日没まで説法したなら波逸提」という規定も、第 23 条が言う、「説法する比丘をそしめたなら波逸提」という規定も無効になるのである。その補いとして示されるのが、「もし比丘尼に説法していて日没になったなら、威儀を壊したことにより突吉羅である。もし比丘尼に説法する人をそしめたなら、威儀を壊したことにより、これも突吉羅である」という部分である。学処が無効になった以上、日没まで説法しても、あるいは説法する比丘をそしっても、波逸提になることはない。しかしだからといって無罪にするわけにもいかないのが、罪の中でも最も軽い「突吉羅（悪作）」になる、と言っているのである。

こうしてみると、『薩婆多毘尼毘婆沙』の意味不明な文章は、「根本有部律」の学処を元にして注釈しているものだということが分かる。『薩婆多毘尼毘婆沙』には、本来の原文に、漢訳時のさまざまな情報が挿入されていることが分かっているので、この部分がどういった経過でここに置かれているのか確実なことは言えない。もともと『薩婆多毘尼毘婆沙』という注釈書が、「根本有部律」を用いている人によって書かれた『十誦律』への（ある種批判的な）注釈書なのか、それとも本来は純然たる『十誦律』への注釈書であったものが、漢訳時に「根本有部律」に沿った挿入文が組み込まれたのか。この問題に関しては更なる研究を待たねばならないであろう。

不可解な 3 点のうちの残り 2 点、すなわち、

- ② 意味不明な文章のうしろに、第 22 条の注釈文として、第 21 条に出る「拘摩羅偈」という語の注釈が置かれている。
- ③ 3 番目にくるはずの、第 23 条の経分別に対する注釈が全く存在しない。

に関しては確定的な解答は提示できないが、ただ、『薩婆多毘尼毘婆沙』全体を見ると、一旦全体を注釈しておきながら、その後ろに、もう一度前にさかのぼって注釈を加えるという例が多数見られる⁷³⁾。

これは、現在形の『薩婆多毘尼毘婆沙』が、複数回の注釈作業を経て成立したということを示している。しかもそれは、全体構成を無視して、新たな注釈文を、その項目の末尾に無造作に付け足していくという方式で為されているため、注釈の順序が乱れているのである。ここもそういったケースの 1 つであると考えれば、ある程度納得はいく。「拘摩羅偈」という語に対する注釈は、後から付け足されたものと考えるのである。

ただそれでも、第 23 条に対する注釈が全く存在しない理由は分からない。きわめて短く、

⁷³⁾ T 1440, vol. 23, 528b-529b; 530c-531b; 534b; 547c-548a; 549a-549c; 551b-551c.

しかも既出の文言しか出てこない部分なので注釈する必要がなかったとも考えられる。

ともかく、『十誦律』波逸提第 21, 22, 23 条を注釈する『薩婆多毘尼毘婆沙』の文章中に、「勝れた法を獲ている場合を除いて」という「根本有部律」にしかない独自の条件が影響しているのは間違いない。有部内部の律蔵発展史を考えるうえでの『薩婆多毘尼毘婆沙』の重要性が一層明確になってくる。

略号表

AN	<i>Aṅuttaranikāya</i> , ed. R. Morris, E. Hardy, PTS London 1885-1900.
D	sDe dge edition of the Tibetan Tripiṭaka
Ja	<i>The Jātaka together with its Commentary</i> , ed. V. Fausbøll, London 1877-1896.
P	Peking edition of the Tibetan Tripiṭaka
PTS	Pali Text Society
SMC	<i>The Tibetan Tripiṭaka, Taipei Edition</i> , ed. A. W. Barber, SMC Publishing.
T	<i>Taishō shinsyū daizōkyō</i> 大正新脩大藏經.
Tib	Tibetan
TTRI	<i>The Tibetan Tripiṭaka Peking Edition -Kept in the Library of the Otani university, Kyoto-</i> , ed. Daisetz T. Suzuki, Tibetan Tripiṭaka Research Institute.
Vin	<i>Vinayapīṭakam</i> , ed. H. Oldenberg, London 1879-1883.

大谷大學甘殊爾勘同目錄 『大谷大學圖書館藏 西藏大藏經 甘殊爾勘同目錄』 (*A Comparative Analytical Catalogue of the Kanjur Division of the Tibetan Tripiṭaka Edited in Peking During the K'ang-his Era, and at Present Kept in the Library of the Otani Daigaku Kyoto*). Kyoto: Otani Daigaku Library 1930-1932.

ジャータカ全集 中村元監修・補註『ジャータカ全集』, 春秋社 1984-1988.

磧砂 『磧砂大藏經』北京: 綫裝書局

文献表

Banerjee, Anukul Chandra. 1977. *Two Buddhist Vinaya Texts in Sanskrit, Prātimokṣa Sūtra and Bhikṣukarmavākya*, Calcutta: The World Press Private Limited.

Cowell, E. B. & R. A. Neil ed. 1886. *Divyāvadāna A Collection of Early Buddhist Legends*: Cambridge.

Dash, Shobha Rani. 2015. *Mahāpajāpatī, Saisho no bikuni* マハーバジャーパティ: 最初の比丘尼 (Fukuda Takumi 福田琢 tr.). Kyoto: Hōzōkan 法藏館.

Funayama Toru 船山徹. 2006. ‘Masquerading as Translation: Examples of Chinese

- Lectures by Indian Scholar-Monks., *Asia Major*, Third Series 19. 1-2: 39-55.
- Funayama Toru 船山徹. 2013. *Butten wa dō kanyaku saretanoka, Sūtoro ga kyōten ni narutoki* 仏典はどう漢訳されたのか, スートラが経典になるとき. Tokyo: Iwanami shoten 岩波書店.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1960. *Ritsuzō no kenkyū* 律蔵の研究 (*A Study of the Vinaya-pitaka*). Tokyo: Sanki-bō bussyorin 山喜房佛書林.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1993. *Nihyaku gojikkai no kenkyū II* 二百五十戒の研究 II. Tokyo: Shunjū sha 春秋社.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1994. *Nihyaku gojikkai no kenkyū III* 二百五十戒の研究 III. Tokyo: Shunjū sha 春秋社.
- Hirakawa Akira 平川彰. 1998. *Bikuniritsu no kenkyū* 比丘尼律の研究. Tokyo: Shunjū sha 春秋社.
- Hiraoka Satoshi 平岡聡 tr. 2007a. *Budda ga nazotoku sanze no monogatari, diviya-avadāna zenyaku* ブツダの謎解く三世の物語, 『ディヴィヤ・アヴァダーナ』全訳 (*Jananese translation of the Divyāvadāna*), 2 vols. Tokyo: Daizō shuppan 大蔵出版.
- Hiraoka Satoshi 平岡聡. 2007b. ‘Shutsuyōkyō no seiritsu ni kansuru mondai 『出曜経』の成立に関する問題 (The Sectarian Affiliation of the Chuyao jing’. *Indogaku bukkuyōgaku kenkyū*, 印度學佛教學研究 (*Journal of Indian and Buddhist Studies*) 55 no. 2: 181-187 (from back).
- Masuda Shinya 増田臣也. 1969. *Seizōbun haradaimokusha kyō* 西藏文波羅提木叉經. Tokyo: Nakayama shobō 中山書房.
- Panglung, Jampa Losang. 1981. *Die Erzählstoffe des Mūlasarvāstivāda-vinaya Analysiert auf Grund der Tibetischen Übersetzung, Studia Philologica Buddhica Monograph Series III*. Tokyo: The Reiyukai Library.
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2000. ‘Basharon to ritsu 婆沙論と律 (Vinayas Quoted in the Vibhāṣā)’. *Indogaku bukkuyōgaku kenkyū* 印度學佛教學研究 (*Journal of Indian and Buddhist Studies*) 49 no. 1: 86-94 (from back).
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2014. ‘Biku haitsudai 21, 22, 23, 24 jō no mondaiten 比丘波逸提 21, 22, 23, 23 条の問題点 (Analytical Study of the Monks’ 波逸提 (*pācittiya*) Rules nos. 21, 22, 23, 24)’. *Hanazono daigaku bungakubu kenkyū kiyō* 花園大学文学部研究紀要 (*Annual Journal, Faculty of Letters, Hanazono University*) 46: 35-52 (from back).
- Sasaki Shizuka 佐々木閑. 2007. ‘Analytical Study of the Monks’ *pācittiya* 波逸提 Rulus’. In Susan Andrews, Jinhua Chen, Cuilan Liu eds. *Rules of Engagement, Me-*

dieval Traditions of Buddhist Monastic Regulation. (Hamburg Buddhist Studies 9). Bohum/Freiburg: projectverlag: 317-331.

Seki Minoru 関稔. 1984. ‘Orokana pantaka denshō kō 1 「愚かなパンタカ」伝承考 (一)’. *Hokkaidō komazawa daigaku kenkyū kiyō* 北海道駒澤大學研究紀要 (*Journal of the Hokkaido Koma-zawa University*) 19: 1-33.

Seki Minoru 関稔. 1985. ‘Orokana pantaka denshō kō 2 「愚かなパンタカ」伝承考 (二)’. *Hokkaidō komazawa daigaku kenkyū kiyō* 北海道駒澤大學研究紀要 (*Journal of the Hokkaido Koma-zawa University*) 20: 1-22.

Simson, Georg von. 2000. *Prātimokṣasūtra der Sarvāstivādins, Teil II*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.

Tatia, Nathmal. 1975. *Prātimokṣasūtram*. Patna: K. P. Jayaswal Research Institute.

The Cūḷapanthaka (Cūḍapanthaka) Story in the Monk’s 21st Pācittiya (Pāyantikā) Rule in the Mūlasarvāstivāda Vinaya: Searching for the Purpose of Compilation of the Mūlasarvāstivāda Vinaya

Summary

Provisions 21 to 24 of the *pācittiya* (*pāyantikā*) in the Vinaya list rules for when monks exhort nuns. According to the eight *garudhamma* (*gurudharma*) of nuns, nuns are obligated to periodically receive instruction from monks. The Pāli Vinaya, Mahīśāsaka Vinaya, and Mahāsāṃghika Vinaya all have these 4 provisions, though the Dharmaguptaka Vinaya, Sarvāstivāda Vinaya, and Mūlasarvāstivāda Vinaya do not have the 23rd, and have only three provisions.

This paper discusses the fact that the story of Cūḍapanthaka, used as an origin story in provision 21 of the *pāyantikā* in the Mūlasarvāstivāda Vinaya, is critical in explaining the circumstances of the compilation of that vinaya, and that it provides information to explain the problem of why this massive collection has so many stories. As an aside, it discusses the relationship between the *Sarvāstivādavīnaya-vibhāṣā* 薩婆多毘尼毘婆沙 (T 1440), a commentary on the Sarvāstivāda Vinaya, and the Mūlasarvāstivāda Vinaya.

Comparing provision 21 of the extant six *vinayas*, one can see that the *śikṣāpada* of the Mūlasarvāstivāda Vinaya contains peculiar wording. All *śikṣāpadas* in the other five *vinayas* state, “Whatever monk, not agreed upon, should exhort nuns, there is an offence of *pācittiya* (*pāyantikā*),” while only the Mūlasarvāstivādavīnaya-vibhaṅga allows for ex-

ceptions, saying “Whatever monk, not agreed upon by *saṃgha*, should exhort nuns, there is an offence of *pāyantikā* in a case other than that for which he has obtained appropriate *dharma*”. The rather long origin story of Cūḷapanthaka serves to establish the exception, which is peculiar to the Mūlasarvāstivāda Vinaya.

Further, based on the four episodes within the story of Cūḷapanthaka, four other stories of previous lives are incorporated. Under these circumstances, we can see that the story of Cūḷapanthaka was used to implement special conditions for exceptions to provision 21 of the *pāyantikā* in the Mūlasarvāstivāda Vinaya, and that it was used to incorporate the four stories of previous lives.

It is well known that many stories not found in other *vinayas* are found in the Mūlasarvāstivāda Vinaya, although the motivations for their inclusion have not been discussed. The case of provision 21 of the *pāyantikā* shows that stories were used as theoretical rationales for revising *vinaya* rules. From this fact, we can determine that the objective for compiling the Mūlasarvāstivāda Vinaya was not to simply introduce stories, but to revise the Vinaya overall.

Supplementary note: In the *Sarvāstivādavīnaya-vibhāṣā*, there is a description which accepts the above-mentioned exception in the 21st *pācittiya* (*pāyantikā*) in the Mūlasarvāstivāda Vinaya. This explains the fact that some information from the Mūlasarvāstivāda Vinaya influenced the compilation, or translation, of the *Sarvāstivādavīnaya-vibhāṣā*.

<キーワード> 律藏, 波逸提, チューラパンタカ, 根本説一切有部, 根本有部律, 薩婆多毘尼毘婆沙